

熊本県公報

第 1 1 4 8 4 号
平成 18 年 11 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 平成 18 年度定期種畜検査成績……………(畜産課) 1
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更……………(漁港漁場整備課) 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害者支援総室) 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 4
- " "……………(") 4
- " "……………(") 5
- " "……………(") 5
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 5
- " "……………(") 6
- " "……………(") 6
- 公共測量の実施……………(監理課) 6
- 熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの情報セキュリティ監査業務委託に係る一般競争入札……………(市町村総室) 6

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表……………(有明海自動車航送船組合) 9
- 熊本県社会教育委員会議の開催……………(社会教育課) 20

告 示

熊本県告示第 1183 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項に規定する平成 18 年度の定期種畜検査を次のとおり実施したので報告する。
平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄、馬の雄及び人工授精に供する豚の雄
- 3 検査実績

月	日	曜	種畜証明書番号 (H18 熊本県 1)	頭数	畜種	検査成績	飼養者	検査場所
5	15	月	第 1 ～ 4 号	4	豚	2 級	熊本県農業研究センター	合志市
			第 5 ～ 32 号	28	肉用牛	特級 (2 頭) 1 級 (21 頭) 2 級 (5 頭)	熊本県農業研究センター	合志市
			第 33 ～ 45 号	13	肉用牛	特級 (10 頭) 1 級 (3 頭)	熊本県	合志市
			第 46 ～ 48 号	3	肉用牛	1 級	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場	玉名市横島町
16	火		第 49 号	1	肉用牛	2 級	水上 龍介	菊池市

17	水	第 50 号	1	肉用牛	2 級	瀧内 権二	菊池市
		第 51 ~ 52 号	2	肉用牛	2 級	中村 幸弘	菊池市
		第 53 ~ 56 号	4	馬	2 級	村山 光弘	菊池郡大津町
		第 57 ~ 62 号 第 64 ~ 67 号	10	馬	2 級	古閑 清和	菊池郡菊陽町
		第 63 号	1	馬	2 級	古閑 清一	
		第 68 ~ 69 号	2	肉用牛	2 級	古閑 清和	
		第 70 号	1	馬	2 級	志水 勝国	熊本市
		第 71 号	1	馬	2 級	岩本 剛	熊本市
		第 72 号 ~ 74 号	3	馬	2 級	本田 土寿	熊本市
		第 75 号	1	馬	2 級	山口 隆介	上益城郡山都町
18	木	第 76 ~ 279 号	204	豚	2 級	全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	菊池市
19	金	第 280 ~ 282 号	3	肉用牛	2 級	高村 祝次	阿蘇郡小国町
		第 283 号	1	肉用牛	2 級	農事組合法人狩尾牧場	阿蘇市
		第 284 号	1	馬	級外	有限会社梅木観光グリーンバレー	阿蘇市
		第 285 号	1	肉用牛	級外	農事組合法人山鹿酪農組合	阿蘇郡産山村
23	火	第 286 号 ~ 288 号	3	馬	2 級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	阿蘇市一の宮町
		第 289 号 ~ 290 号	2	肉用牛	2 級	江藤 要一	阿蘇市一の宮町
		第 291 号	1	馬	2 級	白石 重雄	阿蘇市
		第 292 号	1	肉用牛	2 級	洞田貫 優造	阿蘇市
		第 293 号	1	肉用牛	1 級	赤水牧野組合	阿蘇市
		第 294 号	1	馬	2 級	久木野馬生産部会 長崎幸徳	阿蘇郡南阿蘇村
24	水	第 295 号 ~ 304 号	10	乳用牛	特級 (1 頭) 2 級 (9 頭)	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	阿蘇郡西原村
		第 305 号 ~ 328 号	24	肉用牛	特級 (4 頭) 1 級 (9 頭) 2 級 (11 頭)	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	
		第 329 号 ~ 331 号	3	肉用牛	1 級 (2 頭) 2 級 (1 頭)	財団法人熊本県農業公社西原公共育成牧場	阿蘇郡西原村
		第 332 号	1	馬	2 級	堤 恭一	阿蘇郡西原村
		第 333 号 ~ 339 号	7	馬	2 級	有限会社宮村牧場	
25	木	第 340 号 ~ 344 号	5	肉用牛	1 級 (1 頭) 2 級 (3 頭) 級外 (1 頭)	有限会社マルナカファーム	球磨郡錦町
		第 345 号 ~ 350 号	6	肉用牛	2 級 (5 頭) 級外 (1 頭)	株式会社新興牧場	球磨郡錦町
		第 351 号 ~ 353 号	3	肉用牛	特級 (1 頭) 1 級 (1 頭) 2 級 (1 頭)	財団法人熊本県農業公社球磨公共育成牧場	球磨郡球磨村

熊本県告示第 1184 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 10 項の規定により牛深地区特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見書を提出することができる。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧期間

平成 18 年 11 月 27 日から同年 12 月 18 日まで

2 縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市役所経済部水産課及び牛深支所産業振興課

熊本県告示第 1185 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

薬局の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
有限会社 オガタ薬局 熊本市若葉一丁目 37-11	有限会社 オガタ薬局 熊本市若葉一丁目 37-11	平成 18 年 11 月 1 日
薬師堂薬局 熊本市九品寺四丁目 1-23	有限会社 新地薬品 熊本市清水新地六丁目 7 番 3 号	平成 18 年 11 月 1 日
有限会社 健軍校前薬局 熊本市健軍四丁目 5-3	有限会社 健軍校前薬局 熊本市健軍四丁目 5-3	平成 18 年 11 月 1 日
大賀薬局 熊本日本赤通り前店 熊本市帯山九丁目 4 番 8 号	株式会社 大賀薬局 福岡県福岡市中央区大名一丁目 15 番 9 号	平成 18 年 11 月 1 日
たんぼぼ薬局 人吉市相良町 7-27	株式会社 アテナ 人吉市宝来町 1284-3	平成 18 年 11 月 1 日
ひご薬局 西間店 人吉市西間上町 2582	トライアドプラス 株式会社 神奈川県相模原市東林間 3-16-11	平成 18 年 11 月 1 日
みなまた駅前薬局 水俣市桜井町一丁目 1 番 5 号	株式会社 ミユキメディカル 熊本市古城町 2 番 16 号	平成 18 年 11 月 1 日
市立病院前薬局 山鹿市山鹿 494-7	株式会社 ミユキメディカル 熊本市古城町 2 番 16 号	平成 18 年 11 月 1 日
さくら調剤薬局 八代店 八代市松江城町 3-3	アドバンス 株式会社 人吉市土手町 37 番地	平成 18 年 11 月 1 日
有限会社 新光調剤薬局 八代市鏡町下有佐 45-6	有限会社 新光調剤薬局 八代市鏡町下有佐 45-6	平成 18 年 11 月 1 日
かがみ中央薬局 八代市鏡町内田 477-1	有限会社 大渡薬局 宇土市松原町 35 番地 13	平成 18 年 11 月 1 日
有限会社 吉崎調剤薬局 玉名市高瀬 506-1	有限会社 吉崎調剤薬局 玉名市高瀬 506 番地	平成 18 年 11 月 1 日
有限会社 吉永薬局 玉名市中 65 番地 5 号	有限会社 吉永薬局 玉名市中 65 番地 5 号	平成 18 年 11 月 1 日
有限会社 なかむら薬局 天草市亀場町亀川 113 番 8 号	有限会社 なかむら薬局 天草市亀場町亀川 113 番 8 号	平成 18 年 11 月 1 日
有限会社 くらたけ調剤薬局 天草市倉岳町棚底 2019 番地 2	有限会社 くらたけ調剤薬局 天草市倉岳町棚底 2019 番地 2	平成 18 年 11 月 1 日
シンワ薬局 天草市新和町小宮地渡ノ浦 763-10	株式会社 天草調剤薬局 天草市東町 105 番地	平成 18 年 11 月 1 日
ノムラ薬局	有限会社 ノムラ	平成 18 年 11 月 1 日

下益城郡城南町阿高 326 番地 1	下益城郡城南町阿高 326 番地 1	
ヤマムラ薬局 玉名郡長洲町大字長洲 1445 番地の 1	有限会社 ヤマムラ薬局 玉名郡長洲町大字長洲 1445 番地の 1	平成 18 年 11 月 1 日
あおぞら薬局 玉名郡長洲町宮野 1463-3	有限会社 あおぞら薬局 玉名郡長洲町宮野 1463-3	平成 18 年 11 月 1 日
うえき調剤薬局 鹿本郡植木町滴水 442-16	有限会社 メビウス 熊本市上熊本 2-13-30-205	平成 18 年 11 月 1 日
オレンジ薬局 菊池郡大津町室 176-2	有限会社 メビウス 熊本市上熊本 2-13-30-205	平成 18 年 11 月 1 日
生活の杜薬局 菊池郡菊陽町津久礼 3310	有限会社 生活の杜 菊池郡菊陽町津久礼 3310	平成 18 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1186 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
てのひら 玉名市富尾字北田 244 番地 2	株式会社ベストケア	平成 18 年 11 月 1 日

公 告**熊本県公告第 838 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 18 年 10 月 30 日
- 名称
NPO 法人人吉球磨きぼうの家
- 代表者の氏名
永村 敏勝
- 主たる事務所の所在地
人吉市上青井 133 番地
- 定款に記載された目的
この法人は、障害者がその地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本理念に基づき、地域で生活する三障害者の社会参加への機会を増やし、自立と共生の社会を実現するため、障害者保健福祉の普及・啓発活動に関する事業を行い公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 839 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 18 年 11 月 1 日
- 名称
NPO 法人合気万生道振興会
- 代表者の氏名
佐藤 克郎
- 主たる事務所の所在地
熊本市東本町 11 番 1 号
- 定款に記載された目的

この法人は、一般の人々に対して、合氣万生道（合氣道開祖植芝盛平翁より直接教えを受け砂泊誠秀先生が探求された合氣道）を通して心身の健康を育み、日本文化としての合氣万生道を伝播することにより国際交流に貢献し道徳性を重んじた健全な社会をつくることを目的とする。

熊本県公告第 840 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 11 月 2 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ぶらっと
- 3 代表者の氏名
末松 誠治
- 4 主たる事務所の所在地
宇城市松橋町大字松山 3571 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者が住みなれた地域で、家庭的な温かい雰囲気ときめ細やかな心配りで快適な日々を通して、心豊かな老後を満喫していただくとともに、家族にとっても安心して託せる福祉作りを目ざし、助け合い及び介護保険サービスをおこなうすべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 841 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 11 月 6 日
- 2 名称
特定非営利活動法人一新まちづくりの会
- 3 代表者の氏名
北村 直登
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市新町三丁目 6 番 30 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションやリハビリテーションの理念に基づき、地域に生活の拠点を置く住民の社会参加の機会を増やし、自立と共生の社会の実現に対して、介護・老人・障害・児童保健福祉の普及と啓蒙そして商店会活性化に伴う就労支援や地域観光に関する事業を行い、公共の福祉の増進と町の活性化とに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 842 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 10 月 27 日
- 2 名称
NPO 法人どんぐり村
- 3 代表者の氏名
上谷 眞司
- 4 主たる事務所の所在地
上天草市大矢野町登立 14137 番地の 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は障害児・者及びその家族、高齢者に対して、障害の種別にとらわれず、障害を持った方々が共に生き、共に働ける社会の実現の為自立へ向けての職業訓練の場・就労の場を提供し、全ての障害者が社会の一員として共生できる豊かな地域社会の形成と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 843 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 10 月 27 日
- 2 名称
NPO 法人八代福祉開発・集いの家
- 3 代表者の氏名
藤本 幸吉
- 4 主たる事務所の所在地
八代市古閑中町 628 番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、八代市及び近郊の障害者及び高齢者をはじめとする不特定多数の福祉サービスを必要とする人々に対して、日常生活及び自立支援・援助などの福祉に関する事業を行い、住み慣れた地域で家族や友人と一緒に暮らして行ける社会の実現・福祉の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 844 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 10 月 31 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ひまわり芦北
- 3 代表者の氏名
岡部 恵美子
- 4 主たる事務所の所在地
葦北郡芦北町大字湯浦 233 番地 6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、在宅障害者に対して、共同作業や機能訓練に関する事業を行い、生活意欲の向上及び社会的自立を図ることを目的とする。

熊本県公告第 845 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、宇土市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(宇土市管内基本図修正)	平成 18 年 10 月 30 日から 平成 19 年 3 月 20 日まで	宇土市全域

熊本県公告第 846 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ監査業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステムに係る情報セキュリティ監査業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金

- 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務(第二分類01情報システム全般の設計、維持管理及び04その他の情報処理業務)」又は営業種目「その他」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) 経済産業省が運用する情報セキュリティ監査企業台帳に登録されている者であること。
- (6) 平成16年4月1日からこの告示の日までに、官公庁に係る情報セキュリティ監査業務の委託契約を締結し、当該業務を履行した実績を有していること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請であることを明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年11月24日(金曜)から同年12月1日(金曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年11月24日(金曜)から同年12月5日(火曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 申請書の配布及び提出先
5に記載のとおり。
- (3) 提出方法
5に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部市町村総室行政班(熊本県庁行政棟本館3階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 3387 ダイヤルイン 096-333-2105
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり。
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年11月24日(金曜)から同年12月1日(金曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
イ 交付場所
5に記載のとおり。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日時
平成 18 年 11 月 29 日（水曜）午前 10 時
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 12 月 11 日（月曜）午前 10 時
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 9 階 903 会議室
- (5) 入札書の提出方法
6 の（4）のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に入札の前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、6 の（4）のアに掲げる入札の日時までに見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成 18 年 11 月 24 日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

1 有明海自動車航送船事業の平成 18 年度上半期（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 207,576 台、車両収入 488,794,020 円、同乗旅客数 274,499 人、同乗旅客収入 99,477,870 円、一般旅客数 46,097 人、一般旅客収入 18,646,940 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 27,186 台（11.6%）の減、車両収入 35,256,920 円（6.7%）の減、同乗旅客数 44,365 人（13.9%）の減、同乗旅客収入 484,670 円（0.5%）の減、一般旅客数 3,650 人（7.3%）の減、一般旅客収入 1,415,890 円（8.2%）の増となる。

(2) 職員数（平成 18 年 9 月 30 日現在）

一般職員 19 人

船舶職員 46 人

合 計 65 人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

平成 18 年 8 月 21 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 2 回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第 1 号議案 平成 17 年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について

第 2 号議案 管理者専決処分の報告並びに承認について

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表 1

イ 貸借対照表 別表 2

2 平成 17 年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

当年度は、地方経済の低迷が続く中、収入にかかる営業については、新規顧客の開拓や両県の観光施設との連携を強化し、お客様に快適な船旅を提供できるよう船内マッサージ機の増設や第八有明丸の改良など施設改善に努め、併せて 17 年 9 月には 2,200 万台突破記念行事やかもめフォトコンテスト等のイメージアップを行い、増収に努めた。一方経費面においては、船舶に係る燃料費・ドック経費の高騰があったものの、経営健全化の着実な推進と退職者不補充による人件費の削減、その他経費の抑制に努めた結果、前年度に引き続き純利益 12,309,366 円を計上した。

(1) 平成 17 年度決算報告書 別表 3

(2) 平成 17 年度損益計算書 別表 4

(3) 平成 17 年度貸借対照表 別表 5

(4) 平成 17 年度企業債及び一時借入金の概況 別表 6

(5) 平成 17 年度固定資産明細書 別表 7

別表 1

平成 18 年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書
(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	578,017,933		
	(2) 運航雑入	<u>7,245,898</u>	585,263,831	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	2,167,028		
	(2) 運航経費	395,447,945		
	(3) 運航管理費	<u>187,333,060</u>	<u>584,948,033</u>	
	営業利益			315,798
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	1,930,000		
	(2) 雑収入	<u>1,589,112</u>	3,519,112	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑支出	<u>219,236</u>	<u>291,236</u>	<u>3,227,876</u>
	経常利益			<u>3,543,674</u>
	当期純利益			3,543,674
	前年度繰越利益剰余金			<u>50,147</u>
	当期未処分利益剰余金			<u>3,593,821</u>

別表 2

平成 18 年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表
(平成 18 年 9 月 30 日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 船 舶	2,293,663,687		
減価償却累計額	<u>1,988,075,321</u>	305,588,366	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	791,026,618		
減価償却累計額	<u>225,773,071</u>	565,253,547	
ニ 構 築 物	228,639,290		
減価償却累計額	<u>174,776,402</u>	53,862,888	
ホ 機 械 装 置	5,840,400		
減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	292,020	
ヘ 備 品	31,294,359		
減価償却累計額	<u>25,715,966</u>	5,578,393	
有形固定資産合計			942,738,355
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>	
投資合計			<u>10,200,000</u>
固定資産合計			953,695,955
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		588,861,948	
(2) 未 収 金		6,511,287	
(3) 有 価 証 券		659,941,000	
(4) その他流動資産		<u>13,971,851</u>	
流動資産合計			<u>1,269,286,086</u>
資 産 合 計			<u>2,222,982,041</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 退職給与引当金	49,372,690	
(2) 修繕準備引当金	<u>17,011,843</u>	
固定負債合計		66,384,533
4 流 動 負 債		
(1) 未 払 金	16,158,751	
(2) 預 り 金	23,616,616	
(3) その他流動負債	<u>500,000</u>	
流動負債合計		<u>40,275,367</u>
負債合計		106,659,900

資 本 の 部

5 資 本 金		
(1) 自己資本金	1,801,150,000	
(2) 借入資本金		
イ 企 業 債	<u>176,051,193</u>	
借入資本金合計	<u>176,051,193</u>	
資本金合計		1,977,201,193
6 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,727,127	
ロ 工事負担金	800,000	
ハ 補 助 金	<u>1,000,000</u>	
資本剰余金合計		11,527,127
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	54,500,000	
ロ 利益積立金	69,500,000	
ハ 当期末処分利益剰余金	<u>3,593,821</u>	
利益剰余金合計	<u>127,593,821</u>	
剰余金合計		<u>139,120,948</u>
資本合計		<u>2,116,322,141</u>
負債資本合計		<u>2,222,982,041</u>

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に 係る財源充当額			
第1款 資本的収入	円 0	円 0	円 0	円 0	円 39,924	円 39,924	
第1項 固定資産売却 代金	円 0	円 0	円 0	円 0	円 39,924	円 39,924	(仮受消費税及び地方消費税 0 円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額				
第1款 資本的支出	円 71,283,000	円 0	円 0	円 0	円 71,283,000	円 0	円 70,786,157	円 496,843		
第1項 建設改良費	円 4,200,000	円 0	円 539,000	円 0	円 4,739,000	円 0	円 4,704,000	円 35,000		(仮払消費税及び地方 消費税 224,000 円)
第2項 企業債償還金	円 66,083,000	円 0	円 0	円 0	円 66,083,000	円 0	円 66,082,157	円 843		
第3項 予備費	円 1,000,000	円 0	円 △ 539,000	円 0	円 461,000	円 0	円 0	円 461,000		

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 70,746,233 円は、過年度分損益勘定留保資金 70,522,233 円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 224,000 円で補てんした。

別表4

平成17年度損益計算書
(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	1,175,663,920		
	(2) 運航雑入	<u>15,798,207</u>	1,191,462,127	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	4,332,249		
	(2) 運航経費	773,051,517		
	(3) 運航管理費	<u>408,702,311</u>	<u>1,186,086,077</u>	
	営業利益			5,376,050
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	3,987,885		
	(2) 雑収入	<u>10,137,320</u>	14,125,205	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	8,240,321		
	(2) 雑支出	<u>440,144</u>	<u>8,680,465</u>	<u>5,444,740</u>
	経常利益			<u>10,820,790</u>
5	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	<u>1,488,576</u>	<u>1,488,576</u>	<u>1,488,576</u>
	当年度純利益			12,309,366
	前年度繰越利益剰余金			<u>240,781</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>12,550,147</u></u>

別表 5

平成 1 7 年度貸借対照表
(平成 18 年 3 月 31 日)

単位：円

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 船 舶	2,265,806,687		
	減価償却累計額	<u>1,950,268,913</u>	315,537,774	
	ロ 土 地		12,163,141	
	ハ 建 物	791,026,618		
	減価償却累計額	<u>218,616,551</u>	572,410,067	
	ニ 構 築 物	228,639,290		
	減価償却累計額	<u>171,897,785</u>	56,741,505	
	ホ 備 品	30,748,359		
	減価償却累計額	<u>25,207,511</u>	5,540,848	
	ヘ 機 械 装 置	5,840,400		
	減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	292,020	
	有形固定資産合計			962,685,355
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
	無形固定資産合計			757,600
(3)	投 資			
	イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>	
	投資合計			<u>10,200,000</u>
	固定資産合計			973,642,955
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			661,166,635
(2)	未 収 金			12,483,886
(3)	前 払 金			3,561,026
(4)	有 価 証 券			659,941,000
(5)	その他流動資産			<u>500,000</u>
	流動資産合計			<u>1,337,652,547</u>
	資 産 合 計			<u>2,311,295,502</u>

負 債 の 部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	49,372,690	(引当金取り崩し 93,669,810)
(2) 修繕準備引当金	<u>17,011,843</u>	
固定負債合計		66,384,533
4 流動負債		
(1) 未払金	127,768,004	
(2) 預り金	3,864,498	
(3) その他流動負債	<u>500,000</u>	
流動負債合計		<u>132,132,502</u>
負債合計		198,517,035

資 本 の 部

5 資本金		
(1) 自己資本金	1,801,150,000	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>176,051,193</u>	
借入資本金合計		<u>176,051,193</u>
資本金合計		1,977,201,193
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,727,127	
ロ 工事負担金	800,000	
ハ 補助金	<u>1,000,000</u>	
資本剰余金合計		11,527,127
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	53,500,000	
ロ 利益積立金	58,000,000	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>12,550,147</u>	
利益剰余金合計		<u>124,050,147</u>
剰余金合計		<u>135,577,274</u>
資本合計		<u>2,112,778,467</u>
負債資本合計		<u>2,311,295,502</u>

別表 6

平成 17 年度企業債及び一時借入金の概況

① 企業債

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 債 金	242,133,350	0	66,082,157	176,051,193
公 庫 債 金	0	0	0	0
計	242,133,350	0	66,082,157	176,051,193

② 一時借入金 なし

別表 7

平成 1 7 年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
船 舶	2,262,506,687	3,300,000	0	2,265,806,687	73,528,022	0	1,950,268,913	315,537,774	
土 地	12,203,065	0	39,924	12,163,141	0	0	0	12,163,141	
建 物	791,026,618	0	0	791,026,618	14,649,501	0	218,616,551	572,410,067	
構 築 物	228,639,290	0	0	228,639,290	5,849,407	0	171,897,785	56,741,505	
備 品	36,568,359	1,180,000	7,000,000	30,748,359	1,400,890	6,650,000	25,207,511	5,540,848	
機械装置	5,840,400		0	5,840,400	0	0	5,548,380	292,020	
計	3,336,784,419	4,480,000	7,039,924	334,224,495	95,427,820	6,650,000	2,371,539,140	962,685,355	

(2) 無形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却高	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	0	757,600	
計	757,600	0	0	0	757,600	

(3) 投 資

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
高原温泉観光株	200,000	0	0	200,000	
有明フェリ-振興株	10,000,000	0	0	10,000,000	
計	10,200,000	0	0	10,200,000	

熊本県社会教育委員会議公告第 32 号

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 11 月 24 日

熊本県社会教育委員会議

- 1 開催日時
平成 18 年 12 月 19 日（火）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18-1
県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
 - ① 地方分権時代における社会教育団体、施設の活性化について
 - ② 地域・家庭教育力の活性化について
- 4 傍聴手続
 - 1 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。
 - 2 受付時間は、開会の 1 時間前から 10 分前までとする。
 - 3 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了する。
 - 4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 5 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育庁社会教育課生涯学習係
(電話 096-333-2697)